

## 附 則

### 1 この離島約款の実施期日

この離島約款は、平成28年4月1日から実施いたします。

### 2 需要場所についての特別措置

#### (1) 適 用

イ 8（需要場所）(1)に定める1構内もしくは1建物または8（需要場所）(2)に定める隣接する複数の構内（以下「原需要場所」といいます。）において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、8（需要場所）にかかわらず、当分の間、1原需要場所につき、ロ(イ)または(ロ)それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。

(イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロ(ロ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。

(ロ) 次の事項について、非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。

a 非特例区域等について、8（需要場所）に準じて需要場所を定めること。

b 当社が特例区域等における業務を実施するため、36（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

(ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

(ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、36（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

(イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

## (2) 工事費の負担

特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更される場合を除きます。）で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、59（一般供給設備の工事費負担金）または60（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、Ⅷ（工事費の負担）の適用については、60（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

## 3 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は、26（使用電力量等の計量）(5)にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電

力量または最大需要電力を，供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

#### 4 供給電気方式および供給電圧についての特別措置

供給電気方式および供給電圧については，当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，当分の間，本則にかかわらず交流3相3線式標準電圧3,000ボルトで供給することがあります。この場合，料金その他の供給条件は，高圧で電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

#### 5 アンシラリーサービス料についての特別措置

お客さまが平成17年3月31日までに当社の供給設備に電氣的に接続して使用された発電設備については，当該発電設備を更新されない限り，本則にかかわらずアンシラリーサービス料を申し受けません。

#### 6 この離島約款の実施等にもなう切替措置

料金その他の供給条件については，次のとおりといたします。

- (1) この離島約款実施の際現に東京電力株式会社の電気需給約款〔特定規模需要（高圧）〕（以下「需給約款」といいます。）の規定により締結している需給契約については，この離島約款実施の日において，この離島約款の規定により当社が締結した需給契約に移行したものといたします。
- (2) この離島約款実施前に，東京電力株式会社との需給契約により生じた料金その他の債権債務は，この離島約款実施の日において，当社が東京電力株式会社から承継するものとし，その請求その他の取扱いについては，この離島約款の規定に準ずるものといたします。
- (3) この離島約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては，この離島約款の実施にもなう日割計算を行ないません。
- (4) 平成28年6月1日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては，当社は，27（料金の算定）および28（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。